

特別支援教育制度の今後の在り方についての論点整理
—文部科学省「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案」等への提出意見から—

古屋 義博*・吉井 勘人*・内藤 千尋*・
永田 真吾*・松下 浩之*・小畑 文也*

Yoshihiro FURUYA, Sadahito YOSHII, Chihiro NAITOH,
Shingo NAGATA, Hiroyuki MATSUSHITA and Fumiya OBATA

I. はじめに

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が2022（令和4）年6月2日付けで、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について」を发出して、同年7月1日締切で意見募集を開始した。これらの案の趣旨は同時に发出された「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案（概要）」に以下のように記されている。全文を引用する。

令和3年1月25日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において報告が、同年1月26日には中央教育審議会において、答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が取りまとめられた。

これらの会議において、特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、

- 教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付けること
- 見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要であること等が提言された。

この提言を踏まえ、教育職員免許法施行規則第7条第1項（特別支援教育領域に関する科目の単位の修得方法）等の一部改正し、特別支援学校教諭免許状の修得に当たって含めるべき内容等を規定する。合わせて、文部科学省の下に令和3年10月に設置された「特別支援学校を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」及び同会議の下に設置された「特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループ」における検討を踏まえ、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」を策定する。

これらの案には、特別支援学校教員養成や特別支援学校教育、小学校・中学校等での特別支援教育などに関する制度設計の今後の在り方について、多大な影響をもたらすであろう事項が盛り込まれた。我々、山梨大学教育学域障害児教育講座教員はこの案に数々の疑問を感じた。そこで、定例障害児教育講座会議（毎週火曜日の昼休み）やメール会議などを通して意見集約を行い、2022（令和4）年6月27日付けで文部科学省に対して10件の意見提出を行った。提出したそれらの

* 山梨大学教育学部障害児教育講座

意見は、特別支援教育制度の今後の在り方について、慎重に検討すべき論点と我々は考えている。

そこで本稿では提出したそれら 10 件の意見に見出しを新たに追加した上で、全文ママで紹介する。

II. 提出した意見について

1. 教育職員免許法施行規則の改正案について

教育職員免許法施行規則の改正案については、3 件の意見を提出した。以下に示す。

(1) 特別支援学校等在籍者の増加がさらに進行することへの懸念（主に吉井が担当）

学校教育法第 72 条に「発達障害」という語句はない。教育職員免許法の上位法といえる学校教育法の在り方を検討することなく、「発達障害」という語句を挿入する、この省令改正（案）に違和感をもつ。我が国の特別支援教育（学校教育法第 8 章）、あるいは特別支援学校（学校教育法第 72 条や第 74 条など）の、今後の在り方についてのおおむねの合意を、多くの関係者の中で図った上での、省令改正を望む。そのような合意なく、その時その時の喫緊の課題（発達障害者支援法でいう発達障害が増えているらしいとの言説）に、対症的に対応することに危惧の念を抱く。つまり、発達障害児は特別支援学校（教員）に任せればよい、あるいは特別支援学級が担えばよいという雰囲気が強まり、結果的に、特別支援学校（または特別支援学級）在籍児童生徒の増加がさらに進行するのではないかと危惧する。

(2) 平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会答申の検証の必要性（主に永田が担当）

平成 27 年 12 月 21 日中央教育審議会（第 184 号）[p.54-55]で示された数値目標（教育職員免許法附則第 16 項の廃止も見据え、2020 年度までにおおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持、および特別支援学級担任の所持率も現状の 2 倍程度）の未達成の原因の検証をすることが順序としては先である。つまり評価（check）や改善事項の洗い出し（action）なしの、新たな提案（plan）には賛同できない。

(3) 特別支援学校（知的障害）の在り方の検討の必要性（主に内藤が担当）

特別支援学校（知的障害）在籍者の増加に伴い、在籍する児童生徒の知的障害の状態や学習状況、経験等が多様化している。とくに、学校教育法施行令第 22 条の 3 の表「知的障害」の第 2 号規定に該当するような、個別特殊性の高い特別な教育的ニーズを有する児童生徒数も増加している。よって、知的障害児教育や特別支援学校（知的障害）の今後の在り方の検討を踏まえての、教育職員免許法施行規則の見直し（改正）を求めたい。

2. 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案について

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案については、7 件の意見を提出した。以下に示す。

(1) 特別支援学校（知的障害）の教育課程の固有性を踏まえた検討（主に古屋が担当）

第 2 欄「知的障害領域」の「教育課程」の抜本的な修正を望む。学習指導要領の歴史（改訂の経緯）や学校教育法施行規則第 131 条第 2 項の意義、養護・訓練（現・自立活動）新設の経緯を考えれば、他の 4 障害（盲聾肢病）と同じような構造のコアカリキュラム（案）にはならないはずである。少なくとも、学校教育法施行規則第 131 条第 2 項による授業展開の意義（とそのカリ

キュラムマネジメントの重要性)をより強調したような構造にすべきであろう。もしも、このコアカリキュラム(案)がほぼ原案通りに適用されれば、先人たちが培ってきた知的障害児教育の価値が変質してしまうことを危惧する。

(2) 「コア(core:核)」とはいえない分量の削減(主に古屋が担当)

5障害「盲聾知肢病」の第2欄の目標と内容の分量について、第3欄に準用できるくらいの精選を図ってほしい。現行案では「コア(core:核)」とはいえない分量である。視覚障害や聴覚障害などを第3欄1単位で対応している大学がある。そのような現状も踏まえ、第3欄の授業群の大学間差を少なくするためにも、分量の大幅な削減をお願いしたい。

(3) 特別支援学校教員免許と小・中学校等の教員免許との関係の整理(主に永田が担当)

第3欄「発達障害」の目標と内容が格段に多く、その不均衡さに違和感をもつ。そもそもこのコアカリキュラムは、学校教育法第72条「特別支援学校」の教員の質の高い養成をめざす提案である。5障害「盲聾知肢病」以外の障害種別で扱う目標と内容は極力少なくすべきである。「発達障害」については、学校教育法第81条第1項に示されているとおり、小学校や中学校等の教員の養成で主に対応するのが、障害者権利条約やインクルーシブ教育システムがめざす理念上、必然と考える。特別支援学校教員免許と小学校や中学校等の教員免許との関係、あるいは棲み分けを、中長期的な視点から十分に検討してもらいたい。

(4) 教員の生涯発達を踏まえた制度設計(主に古屋が担当)

大学での講義や演習等での教員養成(第1~3欄)と教育実習(第4欄)、そして教員としての採用段階での現職研修、それ以降の日常的な研修(含・OJT)という教員の生涯発達(キャリア・パス)を踏まえての制度設計(コアカリキュラム作成)を望む。例えば、第2欄で「学習指導案が作成できる」とあるが、免許状教育領域(第2欄)として記載される障害領域のすべてに要求することには、無理がある。教員生活40年以上という期間を考えれば、そのような能力の獲得は採用後経過数年であろう。あるいは、第2欄で要求するのではなく、第4欄(教育実習)で求める事項であるとも考えられる。せめて「学習指導案作成上の、障害の特性等に応じた留意事項を理解する」程度の水準に修正してほしい。

(5) 第3欄科目の取り扱いの検討(主に松下が担当)

第3欄(最低5単位)に5障害「盲聾知肢病」のいずれかを位置づける大学のためのコアカリキュラムはどのように考えているのか。第2欄のコアカリキュラムは「コア(core:核)」なので第3欄科目に準用という見通しなのか。『日本特殊教育学会特別支援学校教員免許状等の在り方検討WG』の2019年9月報告書[p.38]によれば、第3欄に重複障害領域(2単位扱いが調査対象大学中50%)そして発達障害領域(同72%)であり、免許状教育領域(第2欄)として記載される障害領域以外の障害領域(主に視覚障害や聴覚障害)は自ずと1単位が多くなる。その1単位に第2欄のコアカリキュラムを準用することには無理がある。よって、第3欄に準用できる、「コア(core:核)」といえる第2欄コアカリキュラム、つまり目標と内容の大胆な精選を図ってほしい。

(6) 第1欄を支える理念の明確化(主に内藤が担当)

第1欄は最低2単位である。その2単位に、コアカリキュラム(案)に示された目標と内容を入れるのには無理がある。「コア(core:核)」といえる「基礎理論(特別支援教育原理)」を明確にした上で、目標と内容の大胆な精選を、2019年度入学以降適用の小学校や中学校等の教員

許の必修科目「特別支援教育」、および介護等体験実習との関係や棲み分けも考慮しつつ、図ってほしい。

(7) 履修活動の過密化による弊害を危惧（主に吉井が担当）

このコアカリキュラム（案）が適用されれば、特別支援学校教員養成課程の学生の特別支援学校教員就職率が低下するであろう。特別支援教育（障害児教育学）に興味をもって入学してきた学生が、「コア（core：核）」といえないコアカリキュラムに肉付けされた過密な教授内容に曝され、学生の心理的な負担が増加する。各障害種別の授業で、学習指導要領の記載事項の伝達や学習指導案の作成が紋切りに繰り返される。結果、入学時の興味は減退して、特別支援学校教員への志望動機も低下するであろう。よって、コアカリキュラム（案）の目標と内容の精選を図ってほしい。

III. おわりに

以上のように、教育職員免許法施行規則の改正案に3件と特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案に7件の意見を提出した。意見を支えた論点を分類すれば、以下のようになる。

- 特別支援教育の中期的な展望（1（1）・2（3））
- 特別支援教育制度設計の在り方（1（2））
- 知的障害児教育の在り方（1（3）・2（1））
- 特別支援学校教員養成課程の「コア」と呼べる事項の整理（2（2）（5）（6））
- 現職研修を含めた特別支援学校教員育成の在り方（2（4）（7））

提出した以上10件の意見は、特別支援教育制度の今後の在り方についての重要な論点であり、今後、詳細に検討を重ねていきたい。

付 記

執筆分担について、I・II-2（1）（2）（4）・IIIを古屋、II-1（1）・II-2（7）を吉井、II-1（3）・II-2（6）を内藤、II-1（2）・II-2（3）を永田、II-2（5）を松下が主に担当して、全体調整を小畑と古屋が行った。

文 献

- 1) 中央教育審議会（2015）これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～、文部科学省、2015年12月21日。 https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/13/1365896_01.pdf（2022年6月27日最終閲覧）。
- 2) 日本特殊教育学会特別支援学校教員免許状等の在り方検討WG（2021）特別支援学校教員免許状等の在り方検討WG報告書、日本特殊教育学会、2021年9月。 https://www.jase.jp/data/pdf/license_wg.pdf（2022年6月27日最終閲覧）。